第二期東京都地域福祉支援計画（令和3～8年度）中間見直し の概要

参考 3-1

計画の概要 【第１章第１節(1)(3)】

○ 社会福祉法に基づく**福祉分野の総合的な計画**
社会福祉法第１０８条に規定された都道府県地域福祉支援計画として策定（区市町村においては地域福祉計画を策定）
○ 計画期間は、令和３年度～令和８年度の６年間（第２期計画）**※令和５年度に中間見直し**

計画の目指す姿

「人が輝く」東京を目指し、東京における地域共生社会の実現に向け、都、区市町村、関係団体及び地域住民等が一体となって地域福祉を推進する 【第１章第３節(1)】

《地域共生社会とは》

「高齢者」「障害者」といった制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域住民や、地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の姿 【第１章第３節(2)】

地域福祉推進のための理念と施策の方向性

【計画の３つの理念】 【第１章第４節】

① 誰もが、**所属や世代を超え、地域でともに参加・協働**し、互いに支え、支えられながら生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京
② 地域の課題について、**身近な地域において包括的に相談出来、解決に向けてつながる**ことができる東京
③ 多様な主体が、それぞれの専門性や個性を活かし、**地域づくりに参画**することができる東京

【新たに盛り込む地域生活課題】【第３章第１節(1)~(4)】
① 複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築（重層的支援体制整備事業の推進）
② 孤独・孤立を防ぎ、つながり・支え合う居場所づくりの推進
③ 災害に強い福祉の推進 ④ デジタル技術の活用とデジタルデバイドの是正

【テーマ①】【第３章第２節(1)~(5)】 地域での包括的な支援体制づくりのために

◆包括的な相談・支援体制の構築
◆地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制の構築
◆住民参加を促す身近な地域の居場所づくり
◆地域住民等による地域の多様な活動の推進
◆対象を限定しない福祉サービスの提供

【テーマ②】【第３章第３節(1)~(5)】 誰もが安心して地域で暮らせる社会を支えるために

◆住宅確保要配慮者への支援
◆生活困窮者への総合的な支援体制の整備
◆多様な地域生活課題への対応
◆権利擁護の推進
◆災害時要配慮者対策の推進

【テーマ③】【第３章第４節(1)~(3)】 地域福祉を支える基盤を強化するために

◆民生委員・児童委員の活動への支援
◆福祉人材の確保・定着・育成
◆福祉サービスの質の向上